

商品レンタル規約

(本規約の適用)

第1条 本規約の各規定は、当社サービスを利用するために必要な商品のレンタル(以下、当該商品をレンタルするサービスを「商品レンタルサービス」といいます。)を申込み場合に限り、当社と契約者との間で適用されます。当社サービスのうち具体的なサービスにかかる商品のレンタルについては、当該サービスにかかる規約が併せて適用され、当該規約が本規約の規定に優先して適用されます。

(商品レンタルサービスの内容)

第2条 当社は、契約者に対し、具体的な商品の内容、数量、レンタル期間、レンタル料金及びその支払時期、引渡時期、引渡方法その他商品のレンタルに必要な条件を別途当社と契約者との間で定めた上、本規約に基づき、当該商品をレンタルします(以下、本規約において「レンタル契約」といいます。)。

(引渡し)

第3条 当社は、前項で定めた条件に従い、契約者に対し、商品を引き渡します。

(所有権)

第4条 商品にかかる所有権は、当社に帰属します。

(危険負担)

第5条

- 1 第3条に基づく引渡し前に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、契約者の責めに帰すべき事由によるものを除き当社が負担します。引渡し後に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き契約者が負担します。
- 2 引渡し後に商品が滅失等した場合及び引き渡し前に契約者の責めに帰すべき事由によって商品が滅失等した場合、契約者は、当社に対し、当該商品を新品で再調達するために要する費用を支払わなければなりません。
- 3 引渡し後、商品に起因し、又は商品の契約者に使用に起因して契約者又は第三者に損害が生じた場合でも、当社に故意又は重過失のない限り、当社は一切の責任を負いません。

(禁止、制限)

第6条 契約者は、本規約で他に禁止されている行為のほか、当社の事前の書面による承諾のない限り、次の各号に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 賃借権の全部又は一部を譲渡し、又は担保に供すること
- (2) 商品の全部又は一部を転貸すること(賃貸借、使用貸借その他これに準ずる一切の行為を含みます。)
- (3) 商品の価値を毀損する行為

- (4) 商品を改造する行為
- (5) 商品に表示された当社の商標、ロゴ、権利表示等の除去、変更、不明瞭化を行うこと
- (6) その他当社が指定する行為

(申込みの撤回)

第7条 契約者は、商品レンタルサービスの申込みを行った後、申込みを撤回することができません。
ただし、当社が別途定めるキャンセル料を支払った場合には、この限りではありません。

(レンタルの終了)

第8条

- 1 レンタル期間が終了したとき又は第4項に基づきレンタル契約が終了するときは、契約者は、商品の破損及び故障を補修し、レンタル契約締結当初の原状に復した上で、商品をレンタル期間の末日までに当社に返却しなければなりません。
- 2 当社が契約者に対してレンタルした商品及びその付属品の全部又は一部が返却されていない場合、契約者は、自らの費用と責任において、当社に対して商品等を返却しなければなりません。
- 3 契約者が前2項の返却を怠った場合、契約者は、当社に対し、レンタル期間の末日の翌日から当社が商品を受領した日までの日数にレンタル料金の日額の倍額を乗じた金員を支払わなければなりません。
- 4 契約者は、レンタル契約において別途中途解約が禁止されている場合を除き、当社に対して1か月以上前(ただし、レンタル契約のレンタル期間が1か月未満の場合を除きます。)に書面で通知することによって、レンタル契約を終了させることができます。

(存続条項)

第9条 レンタル契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、本条、第4条ないし第6条及び第8条は、なお有効に存続します。

以上

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行

2023/11/1 改訂

2025/6/20 改訂